

平成 28 年度第 2 回宗像市学校給食審議会議事録

日 時：平成 28 年 9 月 29 日(木) 14：00～16：45

会 場：宗像市役所本館 3 階 301 会議室

出席者：審議会委員 11 名全員出席

宗像市学校給食審議会規則の第 5 条第 4 項に「審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる」とある。今回の協議内容が食物アレルギーに関する事項ということで、食物アレルギーの検討委員会の委員であり、学校現場で実際に対応されている東郷小学校の栄養教諭の先生に出席していただいた。

1. あいさつ

2. 協議

(1) 平成 28 年度第 1 回宗像市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル検討委員会の報告及び対応内容の検討について

【主な説明内容】

- ・平成 28 年 7 月 13 日（水）に開催した検討委員会の結果を報告し、審議会としての意見をいただきたい。
- ・検討委員会の検討事項ごとに説明し、項目ごとに審議会としての意見をまとめていただきたい。

項目①乳製品を原因食物とする場合、脱脂粉乳入りのパンを今まで食べられていた子については、完全除去適用外とし、食べさせてはどうか。

【結論】

基本的には完全除去のため、乳製品を原因食物とする子については、脱脂粉乳入りのパンも食べないとするが、学校生活管理指導表（以下、指導表という）に、脱脂粉乳入りのパンが食べられるかどうか医師の診断の結果を記入する欄を設け、医師の診断で食べられると判断された子のみパンを食べられるものとする。

【協議中に出た意見等】

- ・学校給食用のパンは、県で決められた規格があり、その規格通りに製造されている。その配合で元々脱脂粉乳が含まれている。ほとんどの学校給食用パンに脱脂粉乳が含まれているのが現状である。
- ・国の方針は完全除去であり、脱脂粉乳入りのパンを食べられるようにするというのは宗像独自の対応になるので、宗像がこのような対応にする説明をきちんとできるなら構わないと思う。
- ・医師に指導表を記入してもらった時に、宗像の対応についてわかるような別紙を添付してほしい。
- ・診断する医師によって、パンを食べられるかどうか診断が違うことがあるのではないかと。

項目②現在飲用牛乳のみ停止している場合も完全除去の対象とするか

【結論】

基本的には完全除去とするが、医師の診断により飲用牛乳のみ停止して、それ以外の乳製品は摂取できると判断された場合は、飲用牛乳のみ停止するという対応を可能とする。その場合、指導表に別欄を設け、医師に記載してもらおう。

【協議中に出た意見等】

- ・特になし

項目③学校生活管理指導表は、食物アレルギーの部分を取り出して使用するか

【結論】

指導表は、裏表両面使用するものとし、宗像独自のパンや飲用牛乳の対応について記入できる欄を設けること。その際に、どのように記載したら書きやすいか医師に確認を行うこと。また、行政の方から宗像医師会に対して指導表の変更について周知を行い、記載の方法についても説明を行うこと。

指導表の配布は、食物アレルギーがある子を対象とする。

【協議中に出た意見等】

- ・医師会の先生と医療センターの先生も指導表についてはこのままの形式を使うべきということであれば、このまま使用した方がいいのではないかと。
- ・医師によっては、食物アレルギー以外の項目について記載する方としない方がいるかもしれないが、空欄の場合はそのままよいとする。食物アレルギー以外の項目の記入は必須ではないということを保護者への周知文書にわかるように記載しておいた方がよい。
- ・宗像医師会に、指導表が変更になることについて説明を行い、保護者が持参した時の対応についてお願いしておいた方がよい。

項目④一つの料理に対して、対応食は1種類とするか

【結論】

審議会の委員では給食室の実情がわからないので、方針を決めるのが難しい。そのため献立を作成していて、給食室のこともよく理解してある栄養教諭の先生方で協議していただいた方がよい。

【協議中に出た意見等】

- ・調理場の現状として除去食を2種類位作っている学校は多い。学校によっては、一つの料理で3種類除去食を作ることもあるとのことであった。また、今は調理員さんが慣れていて声をかけあいながらやっているが、対応人数も種類も増えてくると個別対応を行うのは難しくなる。
- ・1種類の対応とすると、今は除去食として対応しているものについても家から代替食を持参しないといけなくなるかもしれない。子どもが学校に行く楽しみを増やすためにも、1種類と決めずに対応できないか。
- ・教育的配慮として1種類を基本とするとしてはどうか。1種類と決めてしまうと、逆に1種類しか作れなくなるので。
- ・基本的に1種類とすると、A学校では対応してくれるのに、B学校では対応してくれな

いということが起こる可能性がある。

- ・フルーツヨーグルトは、1種類と限定すると対応できなくなるのではないか。何種類も対応しなくてはいけないメニューを工夫することはできないか。
- ・基本的に1種類としてしまうと、また現状に戻ってしまう恐れがあるため、やはり1種類と明記するべきではないか。複数の除去が必要なメニューについては、変えていったり、減らしていったりして、2本立てで対応してはどうか。
- ・一つの食文化ができていく料理に対して、別々に提供するというような対応を行ったりすると、豊かな食文化の形成という給食の観点が失われ、また別の問題がでてくるのではないか。

項目⑤食物アレルギーで除去食を提供する場合、食器とトレイの色を変えるか

項目⑥食物アレルギーがある子について、おかわりを制限するか

項目⑦食物アレルギーの子の給食をクラスで一番に配膳するか

【結論】

審議会としては、除去食の提供がある日はおかわりはできないことと、食物アレルギーの子の給食は一番に配膳することとする。また、他の児童生徒への命の教育も行うということをお願いする。ただ、食器の取り扱いについては、どのような使用方法が子どもと保護者、調理室の双方にとってよりよいのか、栄養教諭の先生方で協議していただきたい。

【協議中に出た意見】

- ・食器の色を変えることやおかわりを禁止することについて、全体の子ども達になぜこのような対応をするのか、きちんと教えておくことも重要だと思う。このような対応をしないと安全に食べられないという子がいるということを知らせておくことも命の教育だと思う。
- ・事務局案としては、除去したものを給食室から提供する時だけ、オレンジのお皿で提供し、除去がある日はトレイの色も他と変える。そして、おかわりについては、トレイの色が違う日のみ禁止としてはどうかということだが、通常が緑色の食器で、除去対応食はオレンジ色になると、1つのトレイに緑とオレンジが混在し、低学年の子は混乱するのではないか。除去対応がない日は緑の食器の時でもおかわりができるが、オレンジの食器が1枚でもきた日には緑の食器であってもおかわりができないとなると混乱する。除去がある日は、全てのお皿をオレンジ色にすることができないか。そうすればおかわりができないということもわかりやすいと思う。
- ・給食室としては除去食を給食室から提供する料理については、オレンジの食器で提供することに問題ないが、他の食器についてもオレンジのものを入れるとなるとクラスによっても人数が違い、数の間違いが起こらないか心配である。
- ・1食分がトレイにのって配膳されるのではないか。それならおかわりができないということもわかりやすい。
- ・1食分トレイにのせるとすると対応人数が多い学校についてはトレイを広げる場所がない。施設によって配膳スペースが広いところ、狭いところとある。
- ・給食室の仕事量が増えるとか、施設の広さが少ないからという理由では、もしことが起こ

った時は許されない。大変だからということは理由にならない。

項目⑧保護者への周知の方法、タイミングについて

【結論】

現在対応している保護者への周知については 12 月に 1 月分の対応表を渡す際に、市統一の文書を一緒に渡す。学校へは、11 月 24 日の校長会で周知を行う。全保護者には、2 月に市から文書を配布する。

【協議中に出た意見】

- ・全保護者に通知するタイミングとしては 3 月では遅すぎると思う。2 月にした方がいいのではないか。
- ・市統一の文書に記載する事項については、対応が完全除去に変更になるという点と、診断書の様式が変更になる点を記載する予定である。

項目⑨個人カルテの小学校から中学校への受け渡し方法について

【結論】

小中学校連絡会などで、管理職が小学校分を中学校に渡すようにする。

【協議中に出た意見等】

- ・特になし

項目⑩食物アレルギー症状発生時の対応の流れをガイドライン要約版に変更するか

【結論】

食物アレルギー症状発生時の対応については、ガイドライン要約版を使用する。緊急時対応マニュアルについては、福岡県版のものを使用する。

【協議中に出た意見等】

- ・要望として、ガイドライン要約版は A 3 でラミネート加工して配布してもらえると助かる。

項目⑪⑫については、審議会で協議する必要のない項目のため協議なし

項目⑬調布市で使用している食物アレルギー対応カードを導入するか

【結論】

給食室の現場の声を聞いてから決めた方がよい内容なので、栄養教諭の先生方で協議していただきたい。

【協議中に出た意見等】

- ・カードに記載する項目が多いので記入するのが大変ではないか。
- ・教室でサインした後どこに戻すかが問題ではないか。配膳室に戻すと紛失する可能性があり、職員室の栄養士の先生の机の上に戻すのがいいのではないか。
- ・対応カードは誰が必要なのか。子どもところに届いたことを確認したいなら、職員室に戻ってくるタイミングでは遅いのではないか。すぐに確認するなら、担任が配膳室に持っていく方がいいと思う。誰が責任を持って回収するか、カードの導入の意味を考え

た方がいいかもしれない。

- ・毎月の献立対応表の横にチェック欄を設けて、1ヶ月まとめて記入できるようにしてもいいと思うが、まとめて記載する可能性もある。

今後の流れについて

栄養教諭の先生方に協議していただくものについては、10月の定例会で協議を行う。学校への周知は11月24日の校長研、12月2日の教頭研で説明を行う。

マニュアルを作成する際に検討する必要な事項が出てきた場合は、検討委員会もしくは栄養教諭の定例会で協議していく。それでも判断できない場合は、第3回の審議会を開催する。

マニュアルの素案ができたら委員の方々に送付し、書面で承認するかどうか審査していただく。

3. 報告

(1) 第1回宗像市学校給食用物資納入業者審査委員会について

日の里ファームが承認された。全校分まかなえる量は確保できないので、校区にある日の里西小学校での使用を検討中である。

(2) 学校給食の残食の現状について

質問	残食は全て廃棄しているのか。それとも動物のえさになっているのか。 (回答) 基本的には廃棄しているが、1校だけ動物の飼料用に業者に渡している。
意見	残食を捨てるだけではもったいないという意見が試食会の時に出ていた。
意見	残食については、学校での指導がうまくいけば減らすことはできる。このことを学校長も知っておいた方がいいので、年度途中で中間報告という形で校長会でも報告してもらえるといいのではないかな。

(3) 学校給食費滞納の実態について

質問	給食費については、児童手当で相殺できないのか。 (回答) 平成24年度から児童手当の振込時点で給食費に振り込めるようにしている。ただ、保護者の同意がないと手続きができないので、強制的にはできない。
----	--

今後、急遽協議が必要な事項が出てきた場合は開催するが、なければ今年度は今回で終了となる。来年度の協議事項としては、給食費について予定している。